

宴会・会議・催事利用規約

木更津ワシントンホテル(以下当ホテル)では、ご満足いただけるご宴会・会議・催事等(以下、ご宴会等)をとり行うための宴会場のご利用に関して次の通り規約を定めておりますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。ただし、個別の契約において、当ホテルとの間で別途取り決めを行う際は、その取り決め条件に従うこととします。

1.お申込み

宴会場ご利用のお申し込みの際に仮予約期間を設けております。仮予約の期間は原則としてお申し込み時より2週間(14日間)とさせていただきます。この期間内に開催予定の有無を当ホテルまでご連絡ください。仮予約期間内にご連絡のない場合には開催予定のないものとさせていただきます。

2.最終確認

お見積りの人数および料理の数にご変更のある場合には、ご宴会開催日3日前の正午までに当ホテル担当者へご連絡ください。このご通知をもって最終確認とさせていただきます。上記を過ぎてご出席が有料人数より減少した場合でも、最終ご注文数(有料人数)の料金を頂戴させていただきます。

3.宴会場の使用時間

宴会場の使用時間とは、設営から撤去までを含みます。宴会場のご使用開始から終了までの契約時間は所定の室料をお支払いいただき、この宴会時間を超過した場合は追加室料を申し受けます。ただし、次の宴会時間との関連で、ご使用時間の超過に应じられない場合もございます。宴会場等のご使用時間は原則として午前8時から午後10時までといたします。また使用時間外のご使用については所定の割増料金を加算させていただきます。

4.ご精算

ご宴会等終了後、確定したご利用金額(ご請求金額)につきましては、当ホテルが事前に確認したお支払い日までにその費用をお支払いいただきます。ご請求金額に対して内金の余剰がある場合には、その差額を当ホテルよりご返金いたします。

5.装飾・コンパニオン等の手配

ご宴会等に関する装飾・装花・音響・照明・アトラクションおよびパーティコンパニオン等につきましては、当ホテルから指定業者に手配させていただきます。お客様が直接当ホテル指定業者以外の業者に依頼される場合は、ご宴会等を円滑に運営するため事前に当ホテルへご連絡ください。当ホテルの事前の同意を得ずに直接業者へ依頼なされることはご遠慮ください。また、指定業者以外の業者をご利用の際は所定の料金を頂戴させていただきます。

6.直接手配の業者に対する指示について

当ホテルの了承のもとにお客様が直接ご依頼された業者が行う、ご宴会等に関する装飾・余興等の機器および機材の搬入・搬出、または看板等のサイズ、取り付け方法、設置場所の設定につきましては、施設的美観、導線等を考慮し、当ホテルの指示にしたがい行っていただくよう業者の方々にご案内させていただきます。お客様側よりも、その旨ご連絡ください。尚、当ホテル係員・当ホテル協力会社係員の立会いが必要な場合には、立会い人件費を頂戴させていただきます。

7.損害賠償

お客様側の全ての関係者(出席者、お客様が直接依頼された業者を含む)およびお客様は、施設・什器備品等を損傷しないよう充分ご注意ください。もし、当ホテルの施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関して当ホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理されるか、またはその損害の賠償金をご負担いただきます。

8.禁止事項

次に掲げる項目につきましては禁止させていただきます。
(1) 犬・猫・小鳥・その他動物の持ち込み(首導犬、介助犬、聴導犬を除く)
(2) 危険物・有毒物・引火性のあるもの・その他有害物の持ち込み
(3) 悪臭を発生するもの・その他不快感を与えるものの持ち込み
(4) とばく等風紀を乱す行為、または他のお客様のご迷惑になるような行為
(5) 備品・ご飲食物等の移動または持ち帰り
(6) 使用目的以外のご利用
(7) その法令で禁じられている行為
※宴会場での楽器演奏は、事前に担当者にご相談くださいようお願い申し上げます。

9.ご宴会等お申込みのお断りおよび契約の解除

当ホテルは、ご利用者(お客様本人、来賓、手配関係者を含みます)が次の各号に該当する場合において、宴会場利用のお断りいたします。またその事実が明らかになった場合で、解約した利用契約および予約を解除いたします。

- ① 次の事由に該当するものがある場合
(ア) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
(イ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体、またはその法人・団体の構成員であるとき
(ウ) 法人または団体でその役員の中に暴力団員に該当する者がいるとき
- ② 法令または公序良俗に反する行為をされる恐れがあると認められるとき、あるいは他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をすると判断したとき
- ③ 当ホテルもしくは当ホテル職員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき
- ④ 利用の目的・人数・態様等に照らし、他のお客様の生命、身体、財産を害する恐れがあると認められる者がいるとき
- ⑤ 伝染病者であると明らかに認められるとき
- ⑥ お客様の利用に関し、抗議行動、いやがらせ等が予想され、それらを回避するために必要であると当ホテルが判断する措置が講じられたとしても、他のお客様や近隣地域に迷惑がかけると当ホテルが合理的に判断したとき
- ⑦ この宴会・会議・催事利用規約に違反したとき

10.免責事項

次に定める事由に該当する場合には、免責とさせていただきます。

- ① 天変地異、自然災害、戦争、テロ、内乱、暴動、紛争、火災その他当ホテルの責に帰することのできない事由により、施設の全部または一部が滅失もしくは毀損するなど宴会等の履行が不可能または著しく困難になったとき
- ② 法令に基づく公権力の行使、関係官庁の指導、もしくは政府の規制・命令または指導等による宴会場の取用、取り払い、使用禁止等の事由が発生するなど、当ホテルの責に帰することのできない事由により、宴会等の履行が不可能または著しく困難になったとき
- ③ 上記の事由により宴会等の履行が不可能または著しく困難になったときは、ご宴会等利用規約を解除させていただきます。それまでにお支払いいただいた金額を全額ご返金致します。

11.取消料

すでにご予約されたご宴会をお取り消しになる場合には、原則として下記により取消料を頂戴させていただきます。

	取消日	取消料
①	お申し込み日よりご宴会等開催日の91日前まで	最新のお見積り金額総額の10%と実費
②	ご宴会等開催日の90日前より61日前まで	最新のお見積り金額総額の20%と実費
③	ご宴会等開催日の60日前より31日前まで	最新のお見積り金額総額の40%と実費
④	ご宴会等開催日の30日前より11日前まで	最新のお見積り金額総額の60%と実費
⑤	ご宴会等開催日の10日前より4日前まで	最新のお見積り金額総額の80%と実費
⑥	ご宴会等開催日の3日前より当日	最新のお見積り金額総額と全額



木更津ワシントンホテル

ご宴会専用ダイヤル Tel. 0438-42-1192

〒292-0805 千葉県木更津市大和 1-2-1

2-1, YAMATO 1-CHOME, KISARAZU-SHI, CHIBA 292-0805, JAPAN

Tel. 0438-42-1122(代) Fax. 0438-42-1112

<https://washington-hotels.jp/kisarazu/>